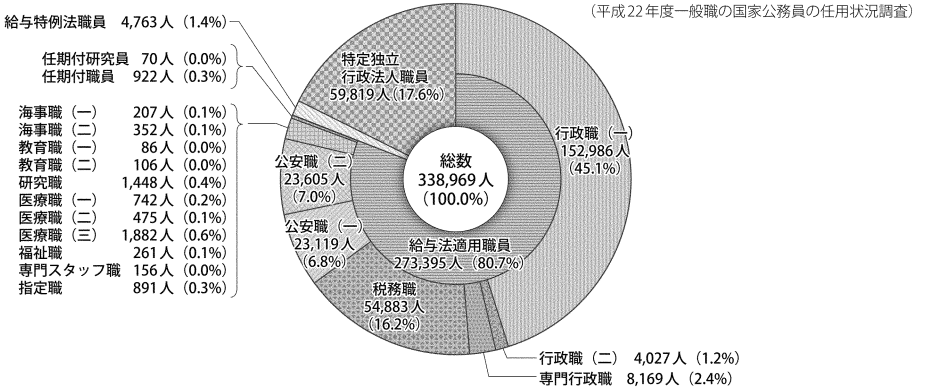
このうち、給与法適用職員は273,395人（前年比5,802人減）、給与特例法適用職員は4,763人（同25人減）、特定独立行政法人職員は59,819人（同1,088人増）となっている（図１－５）。

なお、在職者を男女別にみると、男性は255,637人、女性は83,332人であり、その構成比は男性75.4%、女性24.6%となっている。

図１－５　職員の俸給表別在職状況（平成23年１月15日現在）

（平成22年度一般職の国家公務員の任用状況調査）



⑵　試験任用者の在職状況

在職者のうち、採用試験に合格して任用された者（以下「試験任用者」という。）の総数は247,289人（男性207,740人、女性39,549人）である。これを試験の種類別にみると、Ⅰ種試験及びこれに相当する試験による者は16,075人（試験任用者全体の6.5%）、Ⅱ種試験及びこれに相当する試験による者は53,370人（同21.6%）、Ⅲ種試験及びこれに相当する試験による者は143,896人（同58.2%）、国税専門官試験・労働基準監督官試験及びこれに相当する試験による者は23,793人（同9.6%）、旧中級試験及びこれに相当する試験による者は10,155人（同4.1%）となっている。在職者総数に対する試験任用者の割合は73.0%であり、前年度に比べ0.9ポイント高くなっている。

また、給与法適用職員のうち、試験採用を行っている俸給表の適用職員について試験任用者の割合をみると、在職者が最も多い行政職㈠では91.8%で、前年度に比べ0.1ポイント低くなっている。

その他の俸給表における試験任用者の割合は、専門行政職67.3%、税務職98.7%、公安職㈠73.9%、公安職㈡82.4%、研究職47.0%となっている。

⑶　離職状況

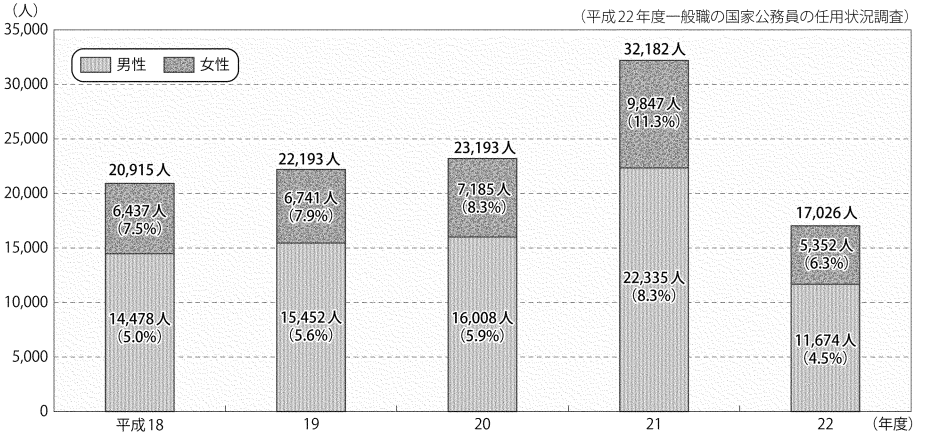
離職とは、職員が職員としての身分を失うことをいい、定年退職、辞職（人事交流によるものを含む。）、免職、失職などである。

平成22年度の離職者総数は17,026人（男性11,674人、女性5,352人）であり、前年度に比べ15,156人減少（男性10,661人、女性4,495人）している。このうち、給与法適用職員は11,370人（前年度比15,277人減）、給与特例法適用職員は202人（同33人増）、特定独立行政法人職員は5,058人（同６人減）となっている。

離職率（前年度１月15日現在の在職者数に対する当該年度中の離職者数の割合）は給与法適用職員で4.1%、給与特例法適用職員で4.2%、特定独立行政法人職員で8.6%、全職員で5.0%（男性4.5%、女性6.3%）となっている。

図１－６　最近５年間の離職者数

（平成22年度一般職の国家公務員の任用状況調査）



（注）１　日本郵政公社職員を除く。
２　（　）内は離職率（前年度１月15日現在の在職者数に対する当該年度中の離職者数の割合）を示す。
３　平成21年度の離職者数には、社会保険庁の廃止に伴うもの（約12,500人）が含まれる。

３　特定官職（本府省の課長等）への任命

本府省の課長相当以上の官職及び地方支分部局、施設等機関等のこれと同等の官職並びに特定独立行政法人の官職のうち人事院の定める官職（特定官職という。）に昇任、採用、配置換等を行う場合には、その職責の高さに鑑み、情実人事を求める圧力や働きかけその他の不当な影響を受けることなく、公正に任用が行われる必要があるため、職務遂行に必要な知識、経験、管理・監督能力等の有無（人事院の定める要件を満たすこと）を、経歴評定、人事評価の結果、その他客観的な判定方法により、公正に検証しなければならない。なお、この要件によることができない場合等には、あらかじめ人事院と協議することとされている。

また、特定官職への昇任等を行った場合（人事院にあらかじめ協議した場合を除く。）には、任命権者はその旨を人事院に報告することとされている。

人事院が定める特定官職の総数は、平成24年３月31日現在2,327あり、平成23年度中における特定官職への昇任等に係る各府省からの報告は484人、協議は４人である。その内訳は表１－７に示すとおりである。

表１－７　平成23年度特定官職（本府省課長等）への任命の報告・協議状況

（単位：人）

区分＼官職	次官級	本府省局長級	本府省審議官級	本府省課長級	計
採　用	0 0	4 1	13 1	31 1	48 3
昇　任	13 0	31 0	129 0	148 0	321 0
転　任	0 0	4 0	25 0	56 0	85 0